

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、改めて**申請は不要**です。

※受給を希望しない場合等は、桜井市ホームページから受給拒否届出書をダウンロードし、6月15日まで（必着）に届出書を郵送するか、窓口まで持参してください。

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方です。

※所得制限により特例給付として児童1人につき月額5,000円が支払われている方に対しては、臨時特別給付金の支給はありません。

2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

平成16年4月2日～令和2年3月31日生まれの児童です。

※4月から新高校1年生となった児童等も対象となります。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、7月上旬までに支給します。

（支給日が確定次第、通知を郵送します。）

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

児童手当を受給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、桜井市ホームページから口座登録届出書をダウンロードし、令和2年12月末までに届出書を郵送するか窓口まで持参してください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

申請は不要です。
桜井市では、7月上旬までに支給する予定です。

桜井市

①給付金の案内を送付します。

②給付金の受給を希望しない場合、児童手当の登録銀行口座を解約等している場合は、各届出書を桜井市ホームページからダウンロードし、郵送または持参して提出してください。

③児童手当の登録銀行口座へ給付金を振り込みます。支払通知を郵送しますので、入金を確認してください。

子育て世帯

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降に転入された方は、転入前の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、桜井市で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますのでなるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等に支給することになります。

お問い合わせは



桜井市役所 児童福祉課

電話：0744-42-9111

受付：平日 8時30分～17時15分

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに桜井市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに桜井市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。